

# 八戸市農業委員会9月総会議事録

日時：令和3年9月10日（金）午後1時40分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

## 出席委員

農業委員 19名中 19名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 20名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 欠	8番 田中 忠二 欠
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、農政GL 山崎 真史、  
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主査 若佐 秋奈、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間より遅くなりましたが、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、赤坂力雄推進委員及び田中推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 31 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきましては、鈴木推進委員及び森光男推進委員が当事者に、また、議案第 32 号、令和 3 年度第 6 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、鈴木推進委員が当事者となっている事案がございます。

鈴木推進委員及び森光男推進委員につきましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

秋になってですね、出来秋を迎える季節となりました。やっぱり新聞を見ますと、米の情報がだんだん入ってきています。嗚呼、日本一、一番良い豊作となっているのは青森県だなと喜んでいたら、昨日の新聞でとってもショックを受けるような記事が載っていました。が、それとは関係なく、憲章唱和を元気良く、今月もよろしく申し上げます。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。先月開催されました三八地区農業委員会大会については、皆様には大変御心配をおかけしたことと思いますが、コロナ対策を徹底し、無事に終わらせることができました。本当に御協力に感謝申し上げます。また、先日ですけれども、馬場職代からもお話がありました米の概算金の金額、がっかりと、もう値段を聞いてがっかりして力が抜けてしまいました。生産費を考えれば赤字は間違いなく、余剰在庫があるとは言え納得のいくものではありません。私たちとしては、食料の確保や農業、農村部を守るということをどのように進めればいいのかということ、改めて考えなければならないところだと思っております。

不満はいっぱいありますけれども、本日の議事案件につきまして、慎重に御審議くださいますようお願い申し上げます。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9番 長根 昭男 委員、10番 赤坂 英夫 委員両氏を指名いたします。

日程第2  
会長

次に、日程第2、議案第31号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村（弁）委員

木村から報告いたします。去る8月30日、中村農業委員と西野農業委員と市庁本館地下会議室において、番号17番と18番と23番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

3条17番

はじめに、番号17番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、田は水稻、畑は長ねぎです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は平成31年3月、令和2年3月と5月、令和3年1月に田と畑を規模拡大のため取得しております。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地は、字轟木前谷地と字中川原はあり、字田ノ沢下はなし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は4年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人と常時雇人の男1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、軽トラック、乾燥機各5台、大型トラクター、コンバイン各4台、田植機3台、小型トラクター2台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

3条18番

続きまして、番号18番について報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約500m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、軽トラック、トラクター各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号17番と18番の報告を終わります。

下館委員

下館から報告いたします。去る8月30日、中村農業委員と市庁本館地下会議室において、番号19番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条19番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は平成30年9月に畑を取得しております。通作距離は約700m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター3台、草刈機2台、ハーベスタ、バインダー、薬剤散布機各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野委員

続きまして、上野から報告いたします。去る8月30日、西野農業委員と市庁本館地下会議室において、番号20番と21番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 20番、21番

番号20番と21番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は、番号20番は本人が、番号21番は代理人が出席しました。両者の関係は、どちらも知人です。態様別は、どちらも売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、どちらも労力不足のためです。申請地の貸付けは、どちらもありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、刈払機2台、田植機、コンバイン、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

大倉委員

それでは、大倉から報告いたします。去る8月30日、中村農業委員と市庁本館地下会議室において、番号22番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 22番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚

です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は45年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、トラック各4台、ロータリー、トレンチャー各2台、いも掘機、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村（弁）委員

再び木村から、番号23番について報告いたします。資料の3ページを御覧ください。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条23番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約3km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は35年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第32号、令和3年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から、議案第32号、令和3年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借3件、使用貸借8件の計11件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手11名で、利用権設定面積は、合計34,162㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間5,000円でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間1,000円でございます。



番号3番から資料6ページの番号11番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積3番～9番

番号3番から資料6ページの番号9番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号3番から番号7番までは10年間、番号8番と番号9番は4年6か月間使用貸借するものでございます。

利用集積10番、11番

番号10番と番号11番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号10番は6年9か月間使用貸借するものでございます。番号11番は10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,600円でございます。

公告年月日は、令和3年9月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4 会長	<p>次に、日程第 4、報告第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請の取下げについてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から報告をお願いいたします。</p>
若佐谷主事	<p>事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請の取下げの 8 月分でございます。資料の 7 ページを御覧ください。</p> <p>申請人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
3 条取下 1 番	<p>番号 1 番、取下げの対象である案件は、令和 3 年 8 月総会において案件番号 14 番として取り扱ったもので、取下理由は要件精査のためでございます。</p> <p>申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑なしと認めます。</p>
日程第 5 会長	<p>次に、日程第 5、報告第 36 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。</p>
宮野主査	<p>事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 8 月分でございます。資料の 9 ページをお開き願います。</p> <p>権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料</p>

に記載のとおりでございます。

相続等 53 番～61 番

今回の届出は、資料 9 ページの番号 53 番から資料 12 ページの番号 61 番までの計 9 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 12 ページの番号 60 番及び 61 番の計 2 件でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、報告第 37 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条農地転用届出の撤回の 8 月分でございます。資料の 13 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条撤回 2 番

番号 2 番、転用目的は駐車場で、令和 2 年 9 月 30 日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、駐車場工事等の費用が当初予定金額より高額となり断念したためでございます。

申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7

次に、日程第7、報告第38号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地

会長

転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の8月分でございます。資料の15ページをお開き願います。

申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条撤回3番

番号3番、転用目的は住宅1棟建築で、令和3年7月30日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、権利移転事由に誤りがあったためでございます。

5条撤回4番

番号4番、転用目的は住宅1棟建築で、令和3年6月30日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、譲受人のみでは建築資金の融資が受けられなかったためでございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、  
日程第9  
会長

次に、日程第8、報告第39号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第40号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の8月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条15番

番号15番、転用目的は敷地拡張でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条103番

番号103番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

5条104番

番号104番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条105番

番号105番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条106番

番号106番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条107番

番号107番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条108番

番号108番、転用目的は敷地拡張でございます。

次ページを御覧願います。

5条 109 番	番号 109 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条 110 番	番号 110 番、転用目的は建売住宅 3 棟建築でございます。
5条 111 番	番号 111 番、転用目的は診療所 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 112 番	番号 112 番、転用目的は薬局 1 棟建築でございます。
5条 113 番	番号 113 番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。
5条 114 番	番号 114 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 115 番～117 番	番号 115 番、番号 116 番、番号 117 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。  (協議案件、その他)
会長	以上をもちまして、総会を閉会いたします。 皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 30 分)